

きょうと福祉倶楽部だより

2019年 3号

医療機関は患者さんの治療の自己選択権を保障して下さい

前号でご紹介した入院していた病院で内科医から同意していないにもかかわらず抗精神病薬を処方され続けた E さんのその後。

彼は入院中に何度も「この薬は飲みたくない」と訴え続けました。

何度口頭でその意思を伝えても、ケアマネージャーが代弁をしても医師は無視をして薬を出し続けました。

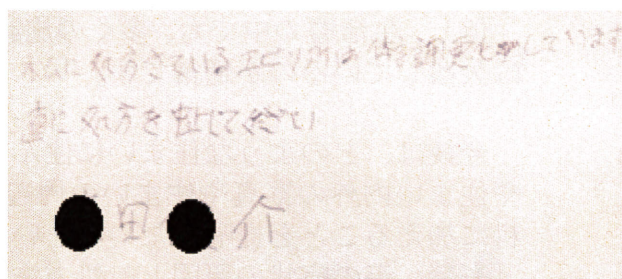
そして彼はその意思を文字
にもしたため意思表示をしました。

それでも処方中止されません。

ついに彼は「実力行使」。

出された薬の中からその薬だけを
「捨て」続けました。

それでもこの医師は本人が飲まない
でゴミ箱に直行する薬を出し続けます。



意思表示のために書かれたもの

その彼の行動は彼の身体の回復に直結しました。

なんと言うことでしょう。

これまで車椅子が無ければ移動すらできなかった彼が歩行可能に回復しました。

そして誤嚥性肺炎を起こすほどの機能の低下を起こしていたのに嚥下も問題なくできるまでに回復しました。

この経過を見ても、この薬が患者さんの身体機能の悪化に直結していた可能性はますます否定出来ません。

そしてその薬は飲まぬまま退院の日に向け調整が始まりました。

その会議の席で医師にケアマネージャーは問いました。

「なぜ本人の望まぬ処方をするのですか」と。すると医師は彼の意思は「ケアマネージャーに言いくるめられた」と処方の継続を正当化します。彼は自分の口で「これは自分の意思」と反論します。そして医師は「この処方が必要」となんら根拠を示さず強弁すると同時に「処方の中止は自分は決められない精神科の仕事」と。

おかしいですね。「必要だから処方をしている」という口が、「自分では処方の中止は判断出来ない」ともいうのですから。

またこの話は処方の正当性の問題では無いのです。

患者が望まない「治療」を患者の意に反して続ける事が人権の蹂躪だという別の問題なのです。しかしこの医師にはご理解いただけないようでした。

患者さんは入院中は、医師を変更することもできない環境におかれて治療は選べない、こんな残酷なことがあってはなりません。

いま E さんは無事に退院しました。そして精神科医を変更して徐々に機能は回復しつつあります。

この問題について E さんとケアマネージャーは京都弁護士会に「人権擁護の申し立て」を行って弁護士会の判断を仰いでいます。申立書はきょうと福祉倶楽部のホームページ <http://fukushi-club.com/> でご覧になることができます。



有限会社 おとくに福祉研究所
きょうと福祉倶楽部

〒617-0824

長岡京市天神 4 丁目 7-12 ハイツ
東台 101 号

TEL 075-958-2560

FAX 075-957-2808

E-mail info@fukushi-club.com